

## プラント状況確認結果(令和3年7月14日～令和3年7月20日)

令和3年7月21日  
福島県原子力安全対策課

令和3年7月14日～令和3年7月20日までの期間に、東京電力から福島第一原子力発電所のプラント状況に関する報告内容について、県が確認した結果は次のとおりであり、前回の報告から大きな変動はありません。

### プラント状況(7月20日午前11時)

以下の項目について、実施計画\*に定める制限を超える測定値はありません。

また、県の檜葉町駐在職員が福島第一原子力発電所中央操作室にてプラント状況を確認しています。確認結果はこちら([県HP](#))を御覧ください。

場所	目的	監視項目*	1号機	2号機	3号機	4号機 <sup>※2</sup>
原子炉 <sup>※1</sup> (核燃料)	冷却	注水量(m <sup>3</sup> /h)	3.4	2.5	2.9	—
		压力容器 底部温度(°C)	25.6	30.1	28.0	—
	未臨界確認	キセノン135濃度 (Bq/cm <sup>3</sup> )	9.00×10 <sup>-4</sup>	検出限界値 未満	検出限界値 未満	—
压力容器	水素爆発防止	窒素充填	充填中	充填中	充填中	—
格納容器		水素濃度 (体積%)	0.00	0.01	0.04	—
使用済燃料 プール	冷却	水温(°C)	32.7	31.8	27.6	—

※1 直近データのみ記載。詳細は[東京電力のページ](#)を御覧ください。

※2 4号機は原子炉及び使用済燃料プールに核燃料が入っていないため冷却等は必要ありません。

### (1) 発電所敷地境界におけるモニタリングポストの測定結果(7月20日午前10時)

最小 0.372(MP-6)～最大 1.130(MP-4) μSv/h ⇒[計測地点の地図](#)

### (2) 発電所専用港内の海水中セシウム137濃度の測定結果(7月19日採取分)

最小 検出限界値未満 ※検出限界値は約 0.54 Bq/L(物揚場前)

～最大 5.4 Bq/L(遮水壁前)

⇒[計測地点の地図](#)

### (3) 発電所専用港外(沿岸)の海水中セシウム137濃度の測定結果(7月19日採取分)

5、6号機放水口北側：検出限界値未満 ※検出限界値は約 0.55 Bq/L

南放水口付近：検出限界値未満 ※検出限界値は約 0.69 Bq/L

⇒[計測地点の地図](#)

### (4) 発電所敷地内の大気中セシウム137濃度の測定結果

敷地境界に設置されている連続ダストモニタにより24時間連続で監視しております。測定結果はリアルタイムで公開されていますので、こちら([東京電力HP](#))を御覧ください。

(5) 1～6号機タービン建屋付近のサブドレン水中セシウム137濃度の測定結果(7月16日採取分)

最小 検出限界値未満 ※検出限界値は約 5.2Bq/L (6号機)  
～ 最大 930 Bq/L (2号機)

トラブルの概要(令和3年7月14日～令和3年7月20日)

この一週間におけるトラブル等について、東京電力から以下のとおり報告を受けました。

- 一時保管エリアP排水枡における全ベータ値の一時的な上昇について(続報)
- 7月5日にお知らせしております、一時保管エリアP排水枡における全ベータ値の一時的な上昇について、その後の状況をお知らせします。
- 周辺の状態を調査したところ、以下のことを確認しました。
- ・ 汚染土壌が保管されている2基のノッチタンクの天板およびハッチがずれていたことにより、ノッチタンクに雨水が入り、その雨水に汚染土壌から放射性物質が溶け出したこと
  - ・ 降雨が続いたことで、ノッチタンクが満水となり、ノッチタンクから放射性物質(ストロンチウム等)を含んだ雨水があふれたこと
  - ・ 一時保管エリアP排水枡を分析した結果、天然核種でないストロンチウムおよびイットリウムが存在していたこと

このことから、ノッチタンクからあふれた雨水の一部が、一時保管エリアP排水枡へ流入したと判断しました。

さらにその一部が、沈砂池を経由して、陳場沢川に流れだした可能性は否定できないと考えています。

よって、7月19日午後1時5分、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第62条の3に基づき制定された、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則第18条第10号「核燃料物質等が管理区域外で漏えいしたとき。」に該当すると判断しました。

なお、当該ノッチタンク内の雨水については、プロセス主建屋に移送し、ノッチタンクの養生を実施しております。

陳場沢川近傍の海水の放射能濃度は、通常の変動範囲内であることから、環境への影響はないものと評価しております。

引き続き、当該エリア周辺のサーベイ等、汚染源の調査を継続し、当該排水枡や排水溝の全ベータ値がセシウム137の値に比べて有意に上昇した原因を調査するとともに、調査結果をふまえ、追加対策を講じてまいります。

詳しくはこちら [\(1\)](#) ご覧ください。

## \* 実施計画及び監視項目に関する解説

### ○実施計画

正式名称は「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画」。東京電力の廃炉の取組（設備設置含む）について、原子力規制庁が安全性の審査を行い認可したもので、事業者の安全上守るべき基準値等が示されています。

### ○注水量及び圧力容器底部温度

1～3号機の原子炉格納容器内に存在する溶け落ちた燃料（燃料デブリ）を冷却するため、継続的な注水を行っています。実施計画では原子炉圧力容器の底部温度を80℃以下で管理することを定めています。

### ○キセノン 135 濃度

キセノン 135 はウランが核分裂する過程で生じる放射性物質であり、量によってどの程度核分裂が起きているか推定することができます。実施計画では1 Bq/cm<sup>3</sup>以下であることが定められています。

### ○窒素充填及び水素濃度

水素爆発防止を目的に、原子炉内の水素濃度を測定し、実施計画に定める制限値（2.5%）よりも低いことを確認しています。1～3号機では、原子炉格納容器に窒素を注入することにより水素や酸素の濃度を下げています。

### ○水温

使用済燃料プールの水を循環冷却することにより、プール水温を管理しています。なお、実施計画では60℃（1号機）または65℃（2、3号機）以下で管理することが定められています。

（お問い合わせ 024-521-7255）